

年間スケジュールの変更、認定期間について

令和7年9月9日

国土交通省 近畿地方整備局
災害時建設事業継続力認定委員会事務局

災害時建設事業継続力認定の年間スケジュールが変更となります。

【新規認定の変更点】（別紙1）

・新規認定の受付は、前期・後期の年2回行います。今後、後期に申請した企業様におかれましては、認定日は4月1日（予定）となりますが、令和7年度後期の新規認定後の次回更新申込み受付期間は従前のスケジュールでは、令和9年度後期でしたが、変更後のスケジュールでは令和9年度前期となります。

従前: 令和9年度後期(10月～11月頃)に更新申込み受付

変更: 令和9年度前期(5月～6月頃)に更新申込み受付

【更新認定の変更点】（別紙2）

・更新認定の受付は、令和7年度までは前期・後期の年2回行いますが、令和8年度からは前期の1回となります。

・現在の認定期間が令和8年3月31日までとなっている企業様におかれましては、令和7年度後期の更新認定後の次回更新申込み受付期間が、従前のスケジュールでは令和10年度後期でしたが、変更後のスケジュールでは令和10年度前期となります。

従前: 令和10年度後期(10月～11月頃)に更新申込み受付

変更: 令和10年度前期(5月～6月頃)に更新申込み受付

年間スケジュールの変更にご理解お願いいたします。

今回の対象となるのは、新規申込者および令和8年3月31日に認定証の期限を迎える企業様です。更新期限が令和9年3月31日の場合、次回（令和8年度前期）の受付となります。

<本件に関する問い合わせ先>

近畿地方整備局 防災室

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
TEL: 06-6942-1575

